

三木市記者発表資料 （令和3年6月22日発表・令和3年6月30日解禁）			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総合政策部 秘書広報課	課長 正心 均 (内線 2410)	秘書係	0794-82-2000 (内線 2411)

タイトル
三木市長資産公開
内 容
<p>「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」（平成4年12月）及び「政治倫理の確立のための三木市長の資産等の公開に関する条例」（平成7年12月条例第27号）に基づき、三木市長の資産等を公開します（別紙のとおり）。</p> <p>1 公開日、公開場所</p> <p>(1) 公開日 7月1日(木)から閲覧開始</p> <p>(2) 公開場所 執務時間中、秘書広報課秘書係において閲覧に供する(公開する)こととします。</p> <p>2 資産等報告書の要領</p> <p>(1) 資産等補充報告書 任期開始の日後毎年新たに有することとなった資産等であって、12月31日において存するものについて、資産等補充報告書はその翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>(2) 所得等報告書 市長は、所得等報告書を毎年4月1日から同月30日の間に作成しなければならない。</p> <p>(3) 関連会社等報告書 市長は、毎年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、関連会社等報告書を同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p>